

公益財団法人新潟県学校給食会情報公開規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人新潟県学校給食会（以下、「本会」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(本会の責務)

第 2 条 本会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第 3 条 第 8 条に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第 4 条 本会は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公 告)

第 5 条 本会は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表、貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第 44 条の方法によるものとする。

3 公告期間は 1 ヶ月とし、その後は第 7 条の例により 5 年間事務所備え置きの方法により閲覧等に応ずるものとする。

(公 表)

第 6 条 本会は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、「公益財団法人新潟県学校給食会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」を次条に定める事務所備え置きの方法により 5 年間閲覧等に応ずるものとする。

(資料の事務所備え置き)

第 7 条 本会は、法令の規定に従い、資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者

に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの資料)

第 8 条 前条の事務所備え置きの対象とする資料は別表 1 及び別表 2 に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 9 条 本会の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、事務所の総務課とする。

2 閲覧の日は、本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間である午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、本会は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第 10 条 閲覧希望者から別表 1 に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式 1 に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧（謄写）申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第 11 条 本会は、第 5 条ないし第 7 条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の議決を経てこれを定める。

(管 理)

第 13 条 本会の情報公開に関する事務は総務課が管理する。

(改 廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人新潟県学校給食会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

別表 1 誰でも閲覧できる事務所備え置き資料

対象書類等の名称	閲覧期間	備え置き場所
1 定款		事務所
2 計算書類等（各事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告、監査報告、会計監査報告、附属明細書）	5 年	事務所
3 当該年度の事業計画書、収支予算書	注 1	事務所
4 当該年度の資金調達、設備投資の見込み書類	注 1	事務所
5 (1) 財産目録 (2) 役員等名簿 (3) 役員等の報酬支給基準 (4) 運営組織・事業活動の状況 および重要数値記載書類	5 年	事務所
6 特定費用準備資金の積立限度額および算定根拠	注 2	事務所
7 資産取得資金の積立限度額および算定根拠	注 3	事務所

備 考

注 1 毎事業年度開始前日までに作成、当該事業年度末まで備置き

注 2 特定費用準備資金を定めているときは、その期間中

注 3 資産取得資金を定めているときは、その期間中

別表 2 閲覧者を限定できる事務所備え置き資料

対象書類等の名称	法律により閲覧を認められた人	閲覧期間	備え置き場所
8 評議員会議事録	評議員 裁判所の許可を得た債権者	10 年	事務所
9 評議委員会議決 省略の同意書	同	10 年	事務所
10 理事会議事録	同	10 年	事務所
11 会計帳簿	評議員	10 年	事務所